



特定帰還居住区域の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

2023年6月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定帰還居住区域内における除染・家屋解体等を行う。

2. 事業内容

特定帰還居住区域【事項要求（新規）】

（1）除染事業

除染工事、モニタリング、仮置場維持管理、搬出完了後の原状回復等

（2）廃棄物処理事業

家屋等解体撤去、減容化、廃棄物詰替・セメント固型化、仮置場維持管理等、不燃物処理等

（3）その他調査業務、旅費等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

